

平成 20 年 度
エコマーク事業報告

平成 21 年 3 月 18 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. エコマーク事業の現状

1.1 エコマーク商品の認定状況 (2008 年 12 月 31 日現在)

1) 認定商品数 4 4 4 9 商品

- ・直近 1 年間の増減：▲ 3 9 7 (増加 820、減少 1217[環境偽装の影響が大きい])
- ・前年度の増減：▲ 1 5 4 (増加 948、減少 1102[No. 118 「再生材料を使ったプラスチック製品」の有効期限切れ])

2) 企業数 1 6 1 5 社

- ・直近 1 年間の増減：▲ 6 6 (増加 169、減少 235[環境偽装の影響が大きい])
- ・前年度の増減：+ 4 (増加 170、減少 166)

3) 商品類型数 4 7 商品類型

- ・直近 1 年間の増減：▲ 2 (増加 新 2、減少 旧 4)
- ・前年度の増減：+ 2 (増加 新 5、減少 旧 3)

(参考) 新旧を区別した商品類型の推移

旧 11 + 新 36 = 47 (H18. 12) → 旧 8 + 新 41 = 49 (H19. 12) → 旧 4 + 新 43 = 47 (H20. 12)

注 直近 1 年間の増減：平成 19(2007)年 12 月末から平成 20(2008)年 12 月末の間の増減

前年度の増減：平成 18(2006)年 12 月末から平成 19(2007)年 12 月末の間の増減

新：ライフサイクルを考慮した 100 番台の商品類型

旧：2 桁番台の古い形式・内容の認定基準を持つ商品類型

なお、認証業務を開始した 1989 年 2 月から 2008 年 12 月末時点までの認定商品数と商品類型数の推移を示すと図 1 のとおりである。

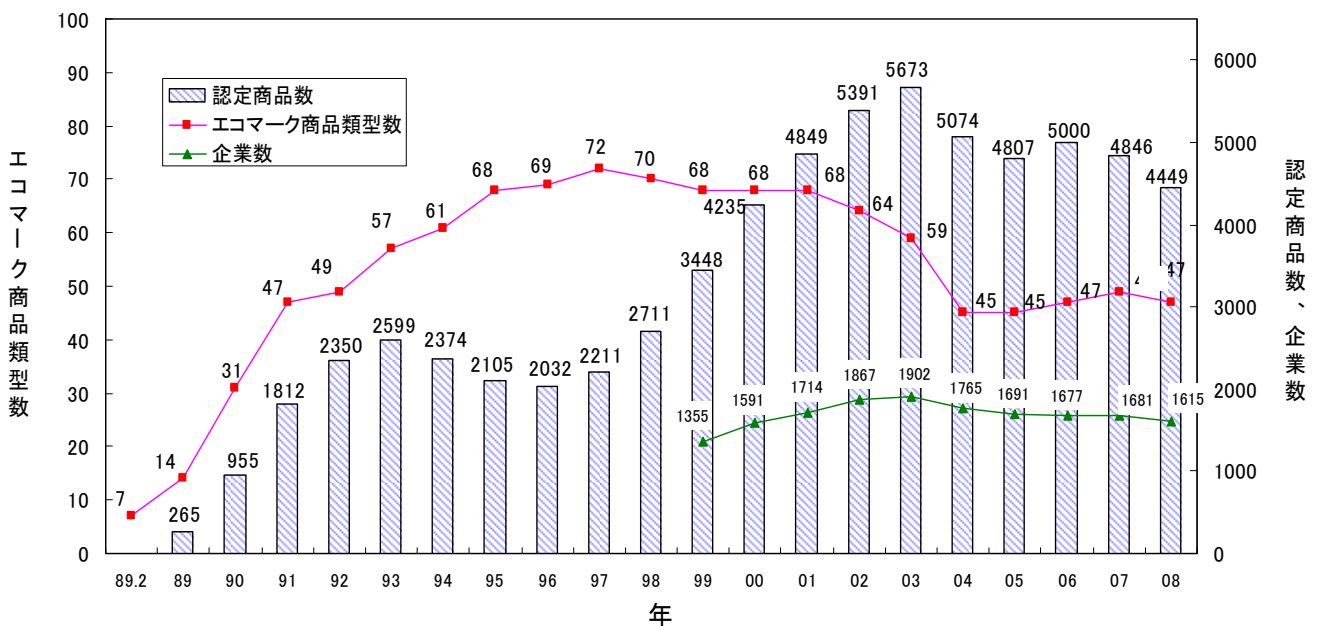


図 1 マーク商品類型数と認定商品数

1.2 申込商品の認定審査について

2008年4月1日から2009年2月末日までのエコマーク商品認定・使用の申込は、641件あり、590件をエコマーク商品として認定した。また、認定商品の追加・変更については、1222件の申込があり、1152件を承認した。表1のとおりである。

表1 2008年度の申込商品の認定審査状況（2008年4月1日～2009年2月28日）

新規申込	追加・変更
申込数：641件	申込数：1222件
認定：590件	承認：1152件
不認定：1件	不認定：1件
取り下げ、却下、統合等：11件	取り下げ：5件
審査中：39件	審査中：64件

1.3 シンボルマークとしてのエコマークの使用の許諾について

シンボルマークとしてのエコマークの使用の許諾状況については表2のとおりであった。

表2 シンボルマークとしてのエコマークの使用の許諾状況

2006年	2007年	2008年
99	89	32

(参考)

政府機関（官公庁）または地方自治体（都道府県庁・市区町村役場）が、環境保全に関する普及啓発行為において「シンボルマーク」として「エコマーク」をエコマーク事業以外の目的で使用することができる。および政府機関や地方自治体等が実施する特定の環境保全活動の「シンボルマーク」として、「エコマーク」を使用することができる。

マーク使用は、原則として以下の団体が自ら使用する場合に限る。

政府機関（官公庁）、または地方自治体（都道府県庁・市区町村役場）

ただし、エコマークにとって特別に意義のある普及啓発行為であるとエコマーク事務局が認めるときは、公共団体や学校等の団体にマーク使用を許可する場合がある。

2. 環境偽装問題に係るエコマークの対応および再発防止について

2008年1月、一部の製紙事業者による古紙パルプ配合率の偽装が明らかとなった。その後、印刷インキにおける不適正使用問題、再生プラスチックを使用した製品に係る偽装問題など、いわゆる環境偽装問題が相次いで生じたことから、以下の対応を行った。

古紙偽装問題は、広範かつ大幅に行われていたことが判明し、社会全体で取り組んできた古紙リサイクルの取組を後退させないよう、認定商品の基準遵守および適正な表示を確保すべく、用紙および紙製品に係る全エコマーク商品について、実態調査と是正指導を全力で進めた。

用紙は、認定13社への実態調査の結果により、11社においてエコマーク認定基準を満たさない古紙パルプ配合率の製品を製造・販売していたことが明らかとなった。用紙に係る全認定商品164製品において、古紙パルプ配合率に係る実態を調査し、適正に認定紙を製造していると報告のあった製品を製造する製紙工場6社13工場に対し現地監査等を実施した。偽装のあった製品は、エコマーク使用契約に基づき、精算金の請求による制裁措置を講じた。

文具など二次製品およびOEM製品の認定企業405社が認定商品に使用する原紙について、二次加工業者からの委任に基づき、原料となる製紙会社に対して確認調査を実施した。

エコマーク認定基準を満足しないことが判明した製品および基準不適合となる紙製の二次製品は、製造の中止または基準を満足する原料への仕様変更を求めた。また、紙製の二次製品に係る仕様変更の審査の際には、現在、提出される紙質証明書について「承認後にエコマーク事務局で調査確認を行う」ことを条件に暫定的に運用を強化した。

印刷インキ製造会社において、エコマークおよび、アメリカ大豆協会の「ソイシール」の基準を満たさない製品に、マークを付して適合品として出荷された実態が明らかとなったことから、全印刷インキ認定会社23社に対して実態調査の報告を請求した。このうち、基準不適合のあった7社18製品について3月26日までに是正を完了し、併せて、エコマーク使用契約に基づき、精算金の請求による制裁措置を講じた。

一部のプラスチック製造事業者から、その製造するプラスチック製品に係る再生プラスチック配合率が乖離していることが公表された。このため、紙以外の再生プラスチック等再生材料を使用した製品について、再生プラ、再生PET繊維等の再生材料認定商品（紙製品を除く。）の事業者757社に、再生材料配合率等についての自己点検・確認を要請し、不適正使用の見つかった27製品においては、エコマーク使用の停止・

適正化を指導した。

エコマーク運営委員会の下にコマーク環境偽装再発防止検討委員会を設置し、エコマークの不正使用に対する制度・運用の強化策をとりまとめた（表3）。エコマーク事業における環境偽装の再発防止強化策を順次実施しているところである。

表3 エコマークの不正使用防止に関する実施事項

実施事項	実施状況
1. 「第三者機関の証明書に基づく審査を可能とする認定基準の採用する」という基本原則の確認	済
2. エコマーク商品の認定審査等の強化	
①認定審査における証明書類と照会確認の強化	済
②商品サンプルの提出や現地確認の実施	済
3. エコマーク認定後の対応の強化	
①仕様変更に起因した認定基準不適合の発生の抑止（定期的な調査確認）	済
②任意抽出による現地確認や商品現物の確認調査の実施	
4. 不正なマーク使用者へのペナルティー措置の周知徹底および情報公開	作業中
5. ステークホルダーと連携した不正使用再発防止の取組	
①再発防止に係るステークホルダーとのコミュニケーションの強化	済
②苦情・相談等窓口の設置	済
③不正使用再発防止に向けた商品情報提供の強化	2009年度 実施

3. エコマーク商品類型認定基準の策定作業進捗状況

3.1 商品類型の認定基準の制定・改定について

2008年度に制定・改定を行った商品類型、ならびに公表（パブリックコメント募集）中およびWGにて検討中の商品類型を表4に示す。制定・改定を行った商品類型は、エコマークニュース（和文と英文）で公表し、当該認定基準をホームページ上で和文と英文にて掲示・公開している。

表4 商品類型（認定基準）の制定・改定（2008年度）

（2009年2月現在）

区分	対象商品類型	制定日
制定	No.136「リユース製品 Version1.2～分類B. 中型自動車・大型自動車用エアクリナーエレメント」（適用範囲の追加）	2008/6/9
	No.138「建築製品（材料系の資材）Ver.1.3～分類C-1」（適用範囲の追加）	2008/11/25
	No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Ver.2.5～分類D-3」（適用範囲の追加）	2008/11/26
	No.143「靴・履物 Version1」	2008/12/1
公開中	No.106「情報用紙Ver.3」	2009/5/1 （制定予定）
	No.107「印刷用紙Ver.3」	
	No.113「包装用紙Ver.3」	
WG等 活動中	No.106「情報用紙Ver.3」（見直し）	—
	No.107「印刷用紙Ver.3」（見直し）	—
	No.113「包装用紙Ver.3」（見直し）	—
	「住宅（仮称）Ver.1」（新規）	—
	「小売（仮称）Ver.1」（新規）	—
軽微な 改定	No.117「複写機 Ver.2.4」	2008/6/9
	No.122「プリンタ Ver.2.2」	
	No.126「塗料 Ver.2.1」	
	No.130「家具 Ver.1.3」	
	No.131「土木製品 Ver.1.9」	
	No.133「デジタル印刷機 Ver.1.3」	
	No.103「衣服 Ver.2.4」	2008/6/20
	No.104「家庭用繊維製品 Ver.2.5」	
	No.105「工業用製品 Ver.2.5」	
	No.106「情報用紙 Ver.2」	2008/7/1
	No.107「印刷用紙 Ver.2」	
	No.108「衛生用紙 Ver.2」	
	No.113「包装用紙Ver.2」	
	No.112「文具・事務用品Ver.1」	
	No.114「紙製の包装用材Ver.2」	
	No.102「印刷インキ Ver.2.2」	2008/8/21
	No.118「プラスチック製品 Ver.2.3」	
	No.119「パーソナルコンピュータ Ver.2.3」	
	No.121「リターナブル容器・包装資材 Ver.2.0」	
	No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Ver.2.4」	
	No.131「土木製品 Ver.1.10」	
	No.132「トナーカートリッジ Ver.1.4」	
	No.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Ver.1.1」	
	No.142「インクカートリッジ Ver.1.0」	2008/8/21
	全商品類型共通（工場環境法規等順守基準項目について）	
	No.102「印刷インキ Ver.2.3」	
	No.112「文具・事務用品 Ver.1.9」	2008/11/25

表中の Ver. 表記：制定は新 No. を記載し、軽微な改定は改定対象 No. を記載。

3.2 2009年度に取り組む新規商品類型候補の選定について

2009年度に取り組む新規商品類型の選定については、昨年10月に広く一般より新規商品類型の提案募集を行った。募集の結果40件(事務局提案含む)の提案があり、候補類型についての調査・検討を行なっている。

2009年4月開催の類型・基準制定委員会において優先候補1~2類型を選定して商品類型化を進めていく。

3.3 2009年度の商品類型(認定基準)の見直し計画について

2009年度の商品類型の見直し方針については、昨年10月に計画案を公表し(表5)、広く一般より意見募集を行った。

本見直し計画は2009年4月開催の類型・基準制定委員会で審議予定である。

表5 2009年度の商品類型(認定基準)の見直し計画

類型番号	商品類型名	見直し計画
109	タイル・ブロック Version2	有効期限延長(5年延長)
110	生分解性潤滑油 Version2	有効期限延長(5年延長)
112	文具・事務用品 Version1	全面的な見直し
114	紙製の包装用材 Version2	有効期限延長(5年延長)
115	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2	有効期限延長(5年延長)
119	パーソナルコンピュータ Version2	有効期限延長(5年延長)
130	家具 Version1	全面的な見直し
136	リユース製品 Version1	有効期限延長(5年延長)

4. エコマーク普及活動

4.1 新規(見直し)商品類型の取得促進活動

本年度も新規(見直し)認定基準案の公開にあわせ、エコマーク取得予定事業者を対象に「認定基準説明会」を開催し、取得促進活動を行った。(表6)

表6 商品類型認定基準説明会開催実績

商品類型名	開催日・場所・参加人数
靴・履物 Version 1	10/8 大阪 54名
	10/9 東京 67名 計121名
「用紙」関連3商品類型	3/24 東京(予定)
	3/26 富士(予定)
	3/27 大阪(予定)

4.2 メールマガジンによる広報活動

2007年4月より毎月1回のペースでメールマガジン「エコマーク広報」を配信しており、2009年3月9日現在の登録数は2496名となっている。

4.3 大学生協同組合連合会と連携した取り組み

「学生が商品を購入する場」である大学生協で、エコマーク商品をはじめ環境配慮商品を選択して購入するという環境行動を意識するきっかけ、キャンパスでの環境活動推進を目的として大学生協同組合連合会と連携して、2008年11月に大阪ATC、2009年2月に東京農工大学にて2回の環境学習会を実施した。実施プログラムと参加人数は、表7の通りである。

また、今回は大学生協同組合連合会・エコマーク事務局の他、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、気候ネットワークの4者の協同事業であり、アンケート調査の結果、学習会全体の満足度は、5点満点で大阪は3.5、東京は4.2であった。

表7 実施プログラムと参加人数

環境学習会 in 大阪 (5名参加) 学習会全体の満足度 : 3.5 (2008年11月 大阪ATC)		環境学習会 in 東京 (22名参加) 学習会全体の満足度 : 4.2 (2009年2月 東京農工大学)	
13:00~13:05	はじめに	13:00~13:05	はじめに
13:05~13:55	「日本の資源政策の現状と展望」 講師：経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課	13:05~13:55	「日本の資源政策の現状と展望」 講師：経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課
14:00~14:50	「地球温暖化問題と大学キャンパス・生活での取り組み」 講師：気候ネットワーク	14:00~14:50	「地球温暖化問題と大学キャンパス・生活での取り組み」 講師：気候ネットワーク
15:00~15:50	「エコマークを見てグリーン購入をしよう！」 講師：(財)日本環境協会エコマーク事務局	15:00~15:50	「エコマークを見てグリーン購入をしよう！」 講師：(財)日本環境協会エコマーク事務局
15:50~16:30	エコマーク商品展示場見学	15:50~16:45	「古紙偽装とグリーン購入法のゆくえ」 講師：東京農工大学 岡山教授
16:30~17:00	まとめ・アンケート記入	16:45~17:00	まとめ・アンケート記入
		17:00~18:00	グループディスカッション



写真1 クリーンジャパンセンターの展示



写真2 エコマークの説明の様子

4.4 外部出展等による普及活動

ハウスウェア・トレードショー、ジャパンホームショー等に出展し、消費者、事業者への普及を推進した。

表8 イベント・キャンペーン一覧

年月	イベント・キャンペーン	内容、結果など
2008年 9月	セミナー「環境表示を見て、グリーン購入をしよう！」 (日本環境協会)	(財)日本環境協会本部、グリーン購入ネットワーク(GPN)との共催。事業者の皆様を対象とするセミナー。テーマは、「環境表示ガイドライン」の説明や環境ラベルの紹介、近年話題となっているカーボン・フットプリントおよびカーボン・オフセットについての説明など、環境表示を通じたグリーン購入促進の取り組みなど。参加人数は45名。
10月	ジャパン・ハウスウェア・トレードショー2008 (東京ビックサイト)	日本プラスチック日用品工業組合主催。日本で唯一、製造メーカーが開催する家庭用品の総合見本市。ブースで展示するエコマーク商品の公募をホームページ、メールマガジンで行った。来場者は7,689名。
11月	第30回ジャパンホームショー (東京ビックサイト)	(社)日本能率協会主催。日本最大規模の住宅・建築関連の専門展示会。(財)日本環境協会の主な実施事業(エコマーク、JCCCA、GPN、こどもエコクラブなど)が共同でブース展示を実施。エコマークブースの展示品は、建築関連の認定企業を中心に展示商品の公募をホームページ、メールマガジンで行った。

4.5 小売事業者と連携した取り組み

生活協同組合連合会コープネット事業連合の「秋の環境の取り組み」の一環として、コープネット事業連合の共同購入カタログ「コープD e l i」（発行部数約 100 万）上でエコマーク商品を含む、環境配慮製品に環境マークを付けて訴求し、また購入者に対して「わくわくエコポイント」などが付与されるキャンペーンを行った。

4.6 自治体と連携した取り組み

中部地域の 4 つの自治体(愛知県、名古屋市、三重県、岐阜県)と連携したグリーン購入促進の一環で、2009 年 1 月 15 日～2 月 14 日で実施する懸賞付き買い物キャンペーンに協賛した。本キャンペーンには小売店が約 3,000 店舗参加し、過去最高の参加数となった。

また、グリーン購入促進対策として、小売店の店長、商品調達のマーチャンダイザーなどを対象にしたグリーン購入説明会を 2 回実施し、エコマークの環境ラベルとしての特徴や商品類型別認定商品数などを説明し、消費者のグリーン購入における小売店の商品採用のあり方について重要性を説明した。これは、今年度の新規の試みである。

4.7 グリーン購入法説明会における普及活動

2009 年度のグリーン購入促進の為、環境省が実施しているグリーン購入法説明会に同行し、エコマークの特徴やグリーン購入の参考状況などについて、説明用資料とグリーン購入法とエコマーク認定基準の整合状況を一覧にしたパンフレットを使用して、全国 10 のブロックで説明を行った。グリーン購入法説明会は、国の機関、地方公共団体、事業者の 3 つの対象者別に説明会を実施している。

また、昨年 1 月に発生した環境偽装について、エコマーク事務局の一連の対応、偽装商品の是正・改善状況及び再発防止対策について説明を行った。グリーン購入法説明会の各エリアの参加状況は、以下の通りである。

(2009 年 3 月 6 日現在、合計 1,480 名)

説明会の実施場所	参加人数 (名)
東京	569
愛知	198
福岡	220
大阪	284
広島	119
沖縄	90

グリーン購入法説明会の様子



5. 国際協力活動

5.1 日中韓三カ国エコラベル制度間の協力の推進

日中韓の政府間の取り組みである日中韓環境産業円卓会議（RTM）は、2008年度は11月5日に滋賀県にて開催された。この会議の準備として、7月22日に東京で準備会合、10月14日に北京で相互認証ワーキングを実施した。

2008年10月14日の作業ワーキングにおいては、パソコンの相互認証の運用イメージについて合意した（図2）。また、次の相互認証の対象類型を検討し、「複合機」を対象にすることに決定した。複合機の作業の取りまとめは、日本が担当することも併せて決定した。

今後、パソコンの具体的な相互認証運用を行うには、非共通項目の認証方法における2国間調整が必要な為、2009年4月に中国との2国間調整を予定している。4月の意見交換時に、複合機の共通基準項目の調整も実施する予定である。

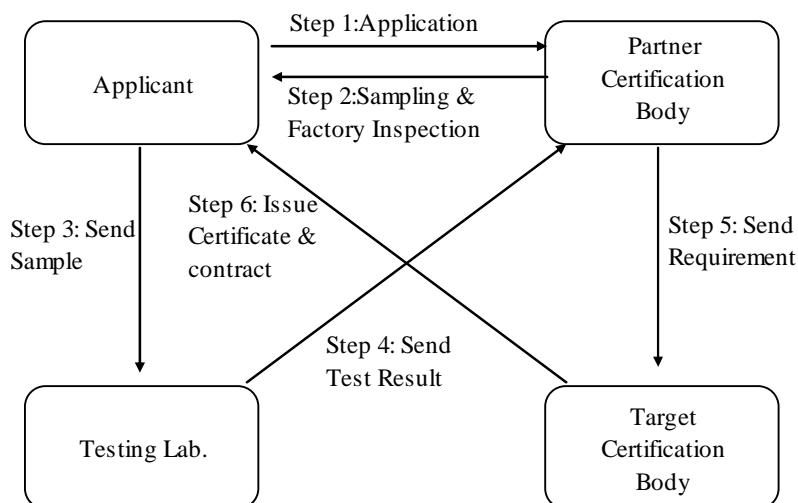


図2 相互認証運用イメージ図

5.2 国際エコラベリングネットワーク（GEN）の活動の実施

GENの総務事務局の活動として、ニュースレターの発行やホームページの更新管理などの広報業務、および会計管理を行った。

また、平成20年9月30日～10月2日の3日間、カナダのオタワにて開催された会員年次総会（AGM）等に参加し、GENの運営及び今後優先して行うべき活動等の検討を行った。

総会では、現在のGENの活動のレビューを行った上で、今後力を入れていくべき分野や戦略などに関する5年間の長期計画についてディスカッションが行われたほか、中国環境連合認証センター（CEC）がGENの会員として正式に承認された。

次回の年次総会は、平成21年11月に日本で開催される予定である。

6. 環境省委託業務の実施

6.1 環境配慮契約及びグリーン購入普及推進業務

「会議等の環境配慮のススメ」（以下、手引）の普及推進業務を環境省から業務委託を受け、グリーン購入ネットワークと連携して実施した。具体的な業務内容としては、会議の環境配慮パンフレットの作成、会議の環境配慮セミナーを東京と北海道で実施する際の手引内容の説明である。

6.2 タイプI環境ラベル政策に関する国際動向調査業務

低炭素社会のキーワードである「カーボン」について、各国のタイプI環境ラベルが昨今のカーボン・フットプリントやカーボン・オフセットの仕組みとの関連や市場拡大対策について調査を実施した。

調査対象は、欧州6カ国と韓国を訪問、環境ラベル機関（イギリス（EUフラワー）、スウェーデン（TCO）、ドイツ（BA）、ベルギー（EUフラワー）、フランスNFエンバイロンメント）へのインタビュー、市場調査を実施し、「カーボン」についての各国の対応の現状とタイプI環境ラベルの関連について整理した。

6.3 環境ラベルに係る国際的整合等検討調査業務

環境省からの業務委託を請け、日中韓3カ国のエコラベル相互認証に向けた今年度の活動内容を整理し、相互認証運用における課題と今後の対応策について整理した。

以上